

最低工賃の改正決定に関する公示

東京労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、東京都革靴製造業最低工賃（平成29年東京労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和5年7月10日

東京労働局長 辻田 博

東京都革靴製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 東京都の区域内で革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき金額欄に掲げる金額

業 務	品 目		規 格		工 程 (下記の工程をすべて行う場合)	金 額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳 士 靴		牛革の銀 付き又は ガラス張 り	裏付き、外羽根、 無飾り及びひも付 き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、かかと部の縫いまと め、裏張り並びに縁ミシン掛け	811 円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及 びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、えぐり折り込み部へ の補強テープの挿入、かかと部の 縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシ ン掛け	685 円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナ ー付き、はぎ付き (2か所に行うも のに限る。)及び ヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、上縁の折り込み部へ の補強テープの挿入、ファスナー 付け、かかと部の縫いまとめ、裏 張り並びに縁ミシン掛け	1,281 円
		サンダル	牛革の地 生	裏付き、無飾り、 前あき、ふち折 り、バックバンド 及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、裏付け、縁ミシン掛 け、さらい、バンド穴あけ並びに 美錠付け	616 円
底付け (セメン テッド方 式による ものに限 る。)	紳 士 靴		牛革の銀 付き又は ガラス張 り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャ ンク又は中しん入れ並びに本底張 付け	689 円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール 付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャ ンク又は中しん入れ、本底張付け 並びにヒール付け	764 円
				裏付き、ヒール付 き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャ ンク又は中しん入れ、本底張付け 並びにヒール付け	883 円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール 付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャ ンク又は中しん入れ、本底張付け 並びにヒール付け	1,107 円
		サンダル		牛革の地 生	裏付き及びヒール 付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本 底張付け及びヒール付け

裁 断	紳 士 靴		牛革の銀 付き又は ガラス張 り	外羽根、無飾り及 びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革（外 側）及び腰革（内側）の裁断	140 円
	婦人靴	パンプス		無飾り及びヒール 付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻 きの裁断	120 円
		ショートブーツ		ファスナー付き、 はぎ付き（2か所 に行うものに限 る。）及びヒール 付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160 円
		サンダル	牛革の地 生	無飾り、前あき、 ふち折り、バック バンド及び美錠付 き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻 きの裁断	130 円

4 効力発生の日 令和5年8月9日